

## ■大田区の景観における重点施策の抽出（表中の「参①」等は別添参考資料1参照）

視点等 取組項目	これまでの取組	重点施策抽出の視点（○：特に考慮すべき内容）					各視点を踏まえた区としての考え方 ◎：特に優先度が高い ○：◎の次に優先度が高い	想定される施策等
		視点1 区の現状	視点2 今後想定される課題	視点3 景観形成への効果	視点4 まちづくりの動向を踏まえた必要性	視点5 国、都、23区等の動向		
①個別の建築物等の景観誘導	・届出、事前協議、景観アドバイザー会議の運用。 ・建築物景観・色彩ガイドラインの公表。	景観計画に則った届出制度を5年間運用。これまで運用について振り返る仕組みや機会がなかった。	届出制度の実績と評価。届出対象規模以外の誘導。	即効性は期待できないが、地道な取組が必要。	景観形成重点地区の指定など、各種手法の活用。	【区】各区で取組を継続中。	実績と効果を踏まえたフィードバックの仕組みづくりが必要。またそのためのバックデータを蓄積していく。アドバイザー会議の在り方も検討すべき。	運用の充実に資する施策の実施（フィードバックの仕組み構築（アドバイザー会議の活用検討等）、審議会や専門部会等の活用検討、事業者啓発検討、景観地区カルテの作成等）
②景観まちづくり（面的な景観誘導）	・洗足池景観形成重点地区の指定。（H30.8） ※池上地区でも景観形成重点地区指定検討を実施。	各地区のまちづくりの動きについて、まちづくり担当課と連携を強化し、共有していくことが必要。	各地区の動きのタイピングを逃すと独自の景観形成が可能になる可能性が高い。	一定の地域での誘導が可能なので、景観形成の効果が期待できる。	まちのブランド力向上という意識が高まっている。	【区】各区で面的な景観誘導に取り組んでいる。（参①）	各地区のまちづくりの動きに合わせた景観誘導が必要。	景観まちづくりの進め方の確立。まちづくり担当課と連携したうえで景観形成手法の活用要件等について検討。（参②）
③大規模開発における景観誘導	・届出、事前協議、景観アドバイザー会議での誘導。	各開発の動きについて、連携を強化し、共有していくことが必要。大規模開発の景観誘導の視点が不足している。	各開発の動きのタイピングを逃すと独自の景観形成が可能になる可能性が高い。	限られた範囲での誘導となるが、景観形成の効果が期待できる。	密接に関連する。	【都】都景観計画では大規模開発が対象の事前協議制度がある。 【区】一部区において、大規模開発ガイドラインを策定している。（参③）	各開発の動きに合わせた景観誘導が必要。東京都と連携して進めていく。	東京都景観計画を踏まえた、大田区での大規模開発方針の検討。
④公共施設の景観誘導	・通知、事前協議、景観アドバイザー会議での誘導。 ・大田区公共施設景観ガイドライン（案）の策定。	民間施設と同様の基準による運用。特定大規模以外の事前協議対象の基準があいまい。	区民や民間事業者への手本となるべき。	公共施設・建築物はに多数の区民等が目にするので、景観形成における役割は大きい。地道な取組が必要。	地域の拠点となる公共施設・建築物が景観誘導の効果が期待できる。	【区】いくつかの区においてガイドラインや手続きを定めるなど、公共施設等の景観誘導の動きがみられる。効果についてはヒアリングが必要。（参④）	これまでの運用を踏まえた上で、庁内意識啓発のための取組みやアドバイザー会議を活用できる仕組みを検討すべき。	運用の充実に資する施策の実施（庁内意識啓発のための検討、公共施設・建築物景観形成のための協議の場や仕組みの構築、アドバイザー会議の活用検討など） 景観重要建造物の指定。
⑤屋外広告物の規制誘導	・過去5年間の景観業務委託のなかで調査検討。	屋外広告物の規制誘導は行っていないが、問い合わせが増加している。屋外広告物条例の担当課を案内している。	広告物の幅が広がったり、既存の条例では拾えない物件の増加が予想される。	景観に対する影響は大きい。	規制か誘導か、地域に適した制度の検討をする必要がある。	【区】いくつかの区において近年、屋外広告物景観ガイドラインの策定など、規制誘導の動きがみられる。（参⑤）	景観としての視点から考えた、屋外広告物等の品質向上の検討が必要。	大田区における規制誘導のあり方の確立、規制誘導。地区毎の手法や基準を検討。
⑥夜間景観形成	・特になし。	イベントでライトアップを行う例がある。夜間景観について規制誘導する制度はない。	観光PRや商用などさまざまな目的でライトアップが活用されるなか、一定のルール作りが求められる。	良好な光の誘導による新たな景観形成が期待される。	臨海部でライトアップを検討する動きがある。規制か誘導か、地域に適した制度の検討をする必要がある。	【都】都景観計画への夜間景観の形成方針（H30.8）追加、公共施設等のライトアップ基本方針（H30.3）策定。（参⑥）	統一的な基準を設ける必要性を検討すべき。観光振興という視点や都の動きとの整合も必要。	東京都景観計画等を踏まえた、大田区での夜間景観のあり方の確立、規制誘導。
⑦建造物や樹木の保全	・過去5年間の景観業務委託のなかで調査検討。	公共施設の指定実績はあるものの、建築物・樹木の指定実績がない。保全すべきと考える物件は存在する。	景観上重要なものがあるが、景観上重要なものが喪失する可能性がある。	景観形成の核となる建造物や樹木が期待できる。	各地区のまちづくりの動向を踏まえた上で、景観形成の核となる建造物や樹木の指定・保全の検討が必要。	【国】文化資源活用の推進。 【区】景観重要建造物制度を23区内で活用しているのは6区のみ。（参⑦）	公共建築物の中から景観重要建造物を指定すべき。民間施設の指定については制度の検討が必要。	公共建築物の中から景観重要建造物を指定。景観重要建造物・樹木指定にあたっての助成制度の構築。
⑧区民・事業者等に対する意識啓発	・景観まちづくり賞の実施。 ・景観まちあるき・講座・シンポジウム等の実施。 ・建築物景観・色彩ガイドラインの公表。	景観まちづくり賞やパネル展などで広報している。	景観まちづくり賞の実施内容や在り方等について検討が必要。	景観まちづくり賞で区が把握できていない資源が顕在化した。	まちづくりの動きと意識が高まる地区もある。	【区】ひとつの取組を継続する場合と、短期的に特徴的な取組を行う場合など、取組の例はさまざま。効果についてはヒアリングが必要。（参⑧）	届出制度やアドバイザー会議などの継続に加え、意識啓発のための地道な取組が必要。	身近な景観づくりに資する施策（例：三軒協定（戸田市）等） 既存取組の振り返りと見直し。景観地区カルテの作成と広報。